

正 本

令和 6 年（行ウ）第 3 号 地位確認等請求事件

原告 佐藤 万奈 外 1 名

被告 国

第 1 9 準備書面

（事情変更 3）

2 0 2 6（令和 8）年 3 月 1 3 日

札幌地方裁判所民事第 5 部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 寺 原 真 希 子

ほか

代

原告らは、事情変更について第 1 準備書面（事情変更 1）及び第 1 5 準備書面（事情変更 2）で既に主張しているが、その後の事情変更も含め、本書面（事情変更 3）を提出する。なお、用語については従前の例による。

第 1	本書面における主張概要	3
第 2	家族の形態の変化と多様化	4
1	家族の形態の変化	4
(1)	世帯構造の変化	4
(2)	小括	8
2	別氏親子世帯の増加	9
(1)	再婚家庭の別氏親子	9
(2)	国際結婚家庭の別氏親子	10
(3)	離婚後の同居別氏親子	11
(4)	離婚後等の別居別氏親子（親権者と子）は増加する	12
(5)	事実婚家庭の別氏親子	12
3	2026（令和8）年の選択的共同親権制の施行	13
4	小括	14
第 3	夫婦同氏制と家族の絆の強さは別問題であること	15
第 4	国民の意識の変化を裏付ける新たな動き	17
1	経営者に対する調査	17
2	地方議会による選択的夫婦別氏制度導入を求める決議の増加	17
3	小括	18
第 5	まとめ	19

第1 本書面における主張概要

平成27年大法廷判決の多数意見は、夫婦同氏制を定める民法750条の合理性を基礎付ける事情として、「氏は家族の呼称としての意義」があり、夫婦が同一の氏を称することは、「家族という一つの集団を構成する一員であることを、対外的に公示し、識別する機能を有している」こと、「特に婚姻の重要な効果として夫婦間の子が夫婦の共同親権に服する嫡出子となるということがあるところ、嫡出子であることを示すために子が両親双方と同氏である仕組みを確保することにも一定の意義がある」ことなどの事情を挙げた。

また、本訴訟において、被告も、本件各規定の合理性を基礎付ける事情として、平成27年大法廷判決の上記部分を引用している（答弁書第5の3(2)イ・35頁、準備書面(2)第5の1(2)イ(イ)・23頁等）。

こうした判断は、結局のところ、“婚姻中の夫婦とその間の嫡出子”といった家族形態を典型的家族と捉え、家族の呼称としての氏の機能を重視するものである。

しかしながら、1947（昭和22）年に夫婦同氏制を定める民法750条が成立してから現在（2026年2月）までに、すでに79年が過ぎ、婚姻・家族の形態は大きく変化した。平成27年大法廷判決が特別視した“夫婦とその間の嫡出子”という家族形態はすでに大多数であるとか標準的であるとはいえず、それ以外の世帯割合が増加しているし、同一世帯であっても必ずしも皆同一の氏を称するわけではなく、別氏家族・別氏親子の世帯も相当数存在している。

また、2024（令和6）年の民法改正は、多様な家族や養育のあり方を認め、本年2026（令和8）年4月より婚姻外の父母も子の共同親権者となることができるようになった。これにより、子の父母が共同親権者であることは、平成27年大法廷判決の指摘とは異なり、

すでに「婚姻のみの重要な効果」ということはできなくなった。平成 27 年大法廷判決が前提とした事実が失われるという大きな事情変更があったのである。以上について、第 2 で述べる。

また、平成 27 年大法廷判決は、夫婦同氏制の根拠の 1 つとして「家族を構成する個人が、同一の氏を称することにより家族という一つの集団を構成する一員であることを実感する意義」を挙げ、夫婦同氏制が全ての家族や夫婦の絆や円満さに寄与するものであるかのように論じている。しかし、夫婦の氏と夫婦関係が円満であること、家族の絆が強いこととは全く別の問題である。この点について、第 3 において、諸外国との離婚率を比較して述べる。

さらに、第 15 準備書面提出後も選択的夫婦別氏制度を希望する国民の声が増えていることについて、第 4 にて追加の主張立証を行う。

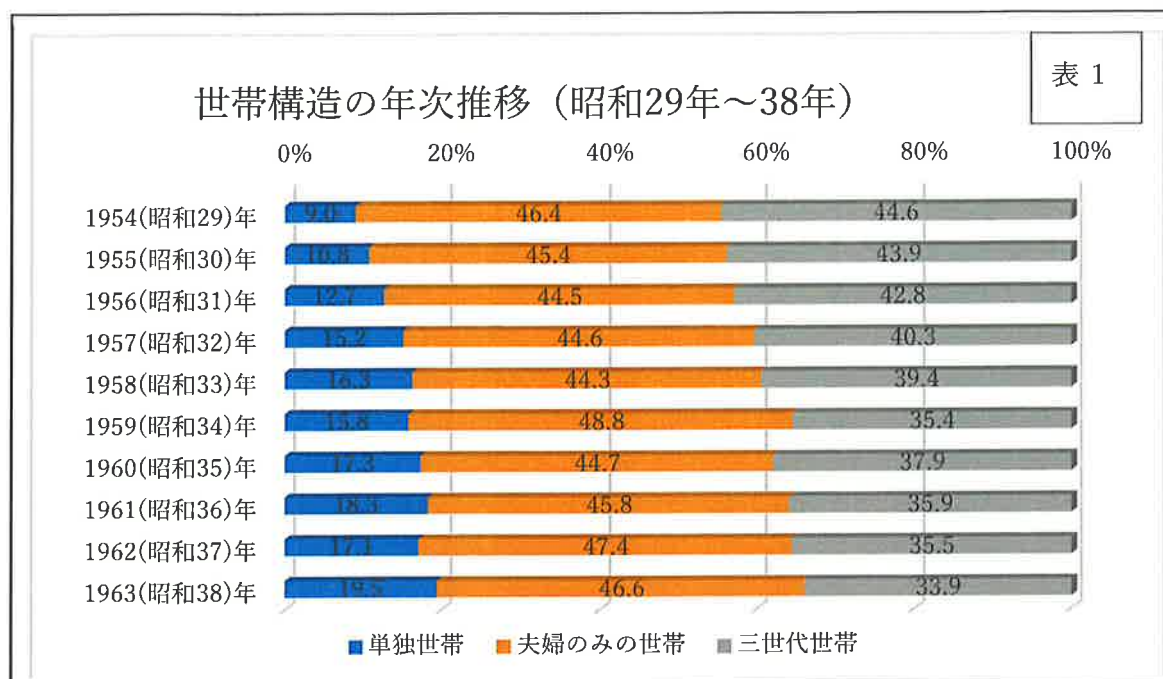
第 2 家族の形態の変化と多様化

1 家族の形態の変化

(1) 世帯構造の変化

昭和 22 年民法改正当時は、「三世代以上が同居する大家族」の形態が一般的であり、「夫婦のみの世帯」（初期の統計上は、「夫婦と未婚の子のみの世帯」も含んでいた）と同程度の割合の三世代世帯が存在していた。

その後、表 1 のとおり、昭和 30 年代の高度経済成長期に入り、「三世代世帯」の割合が減る代わりに「単独世帯」の割合が増えたほか、「夫婦のみの世帯」又は「夫婦と未婚の子のみの世帯」の割合が全体のおよそ半数を占めるようになった。



（表 1 は、厚労省「国民生活基礎調査」（甲 A 3 6 7）より作成。ただし、同調査では、1 9 5 4（昭和 2 9）年～1 9 6 3（昭和 3 8）年は、「夫婦のみの世帯」と「夫婦と未婚の子のみの世帯」とを、「ひとり親と未婚の子のみの世帯」と「三世代世帯」と「その他の世帯」とをそれぞれ一括して集計している。）

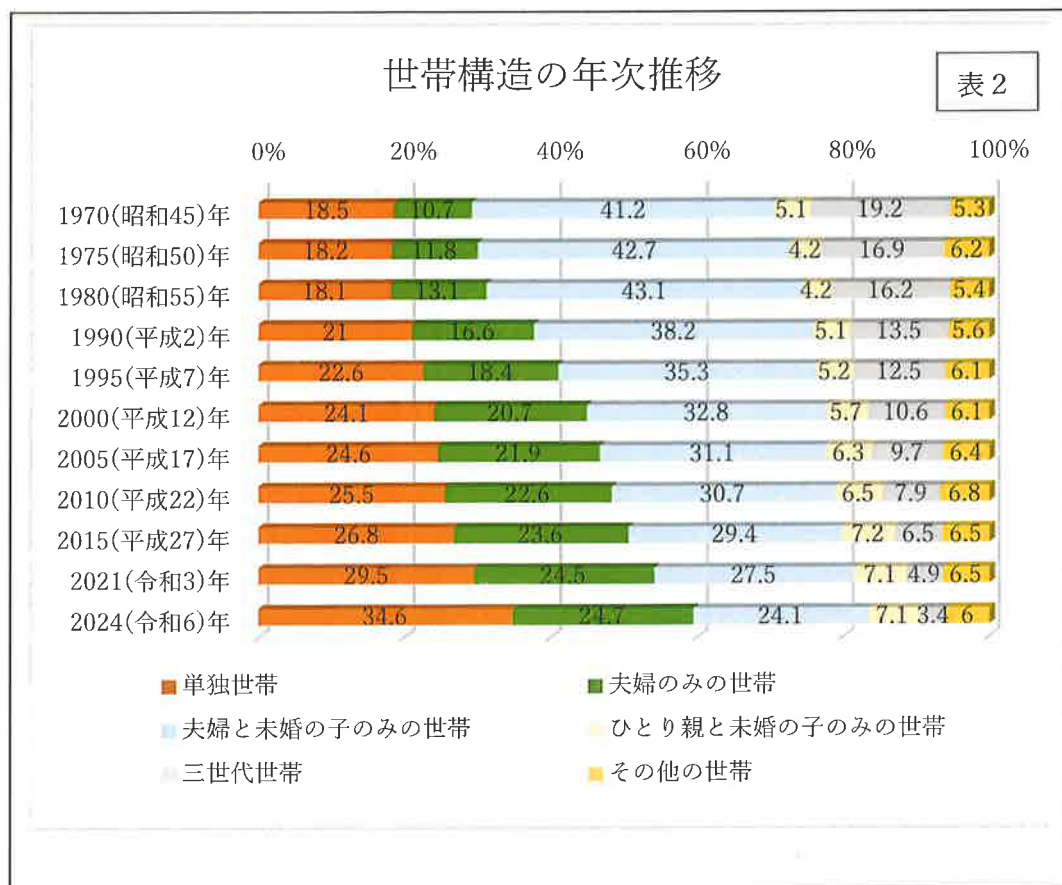
さらに近年、5 0 歳時の未婚割合を示す“生涯未婚率”は、1 9 5 0（昭和 2 5）年には男性 1 . 7 5 %、女性 1 . 4 7 %であったが、2 0 2 0（令和 2）年には男性 2 8 . 2 5 %、女性 1 7 . 8 1 %と著しく増加している（甲 A 3 6 8：性別 5 0 歳時の未婚割合，有配偶割合，死別割合および離別割合）。

また、婚姻をする場合であっても、平均初婚年齢は、夫 3 1 . 1 歳、妻 2 9 . 8 歳と男女ともに晩婚化が進み（甲 A 3 6 9：2 0 2 4（令和 6 年）の厚労省人口動態統計）、離婚率は、1 9 4 7（昭和 2 7）年には約 1 %であったが、2 0 2 3（令和 5）年には 1 . 5 %を超えるに至っている（甲 A 3 7 0）。再婚の割合も増加し、2 0 2 3（令和 5）

年において、いずれか一方が再婚である婚姻は１１万８６１７組であり、婚姻全体の２５％となっている（甲Ａ３７１：厚労省人口動態統計）。

こうした変化は、近年の家族の形態にも影響を及ぼしている。

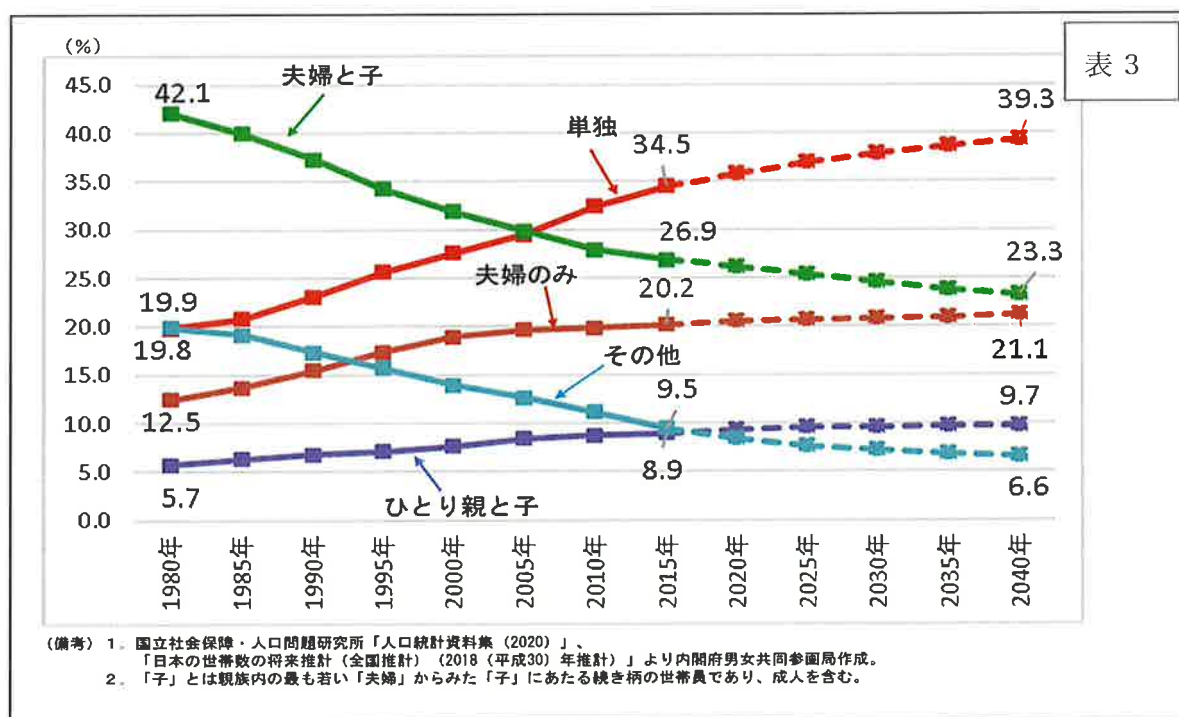
表２のとおり、近年、「夫婦と未婚の子のみの世帯」や「三世帯世帯」の割合は減少する一方で、「単独世帯」、「夫婦のみの世帯」及び「ひとり親と未婚の子のみの世帯」の割合は増加傾向にある。２０２４（令和６）年現在では、「単独世帯」が全世帯の３４．６％にも及び最も多い。



（表２は、厚労省「国民生活基礎調査」（甲Ａ３６７）より作成。昭和２９～３８年の同調査と異なり、「夫婦と未婚の子のみの世帯」、「ひとり親と未婚の子のみの世帯」、「その他の世帯」がそれぞれ別回答として集計されている。）

そして、こうした傾向は、今後も続くことが予想されている。

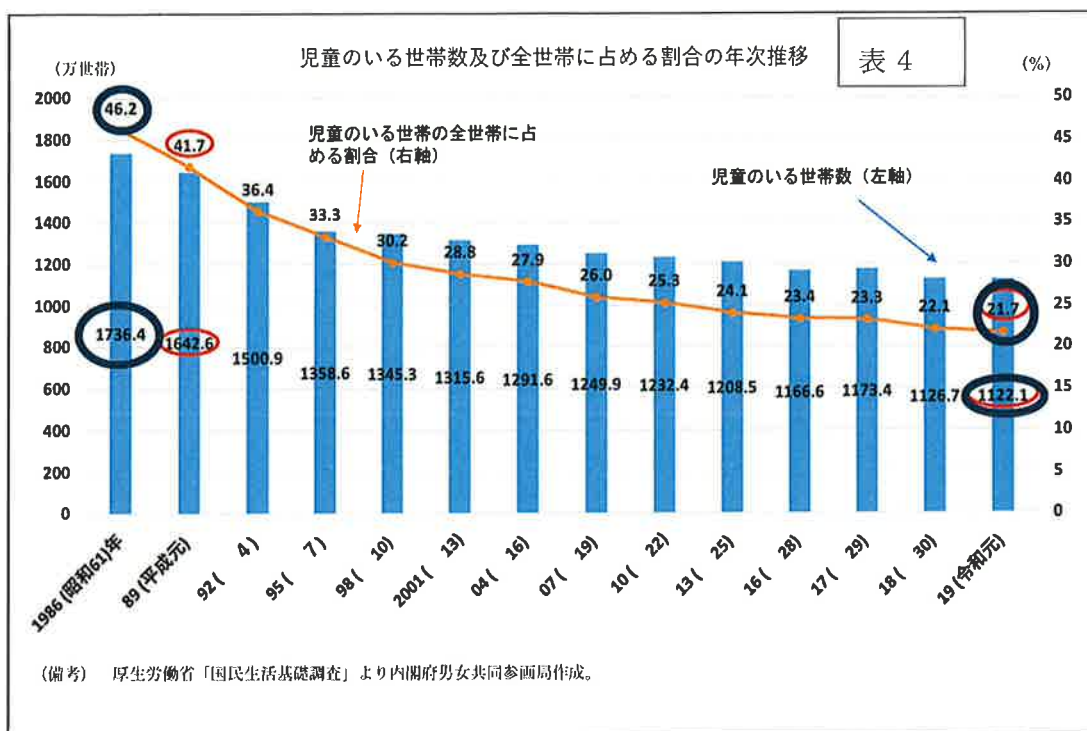
2020（令和2）年に公表された国立社会保障・人口問題研究所の分析によれば、表3の折れ線グラフのとおり、1980（昭和55）年には40％を超えていた「夫婦と子の世帯」は、2015（平成27）年におよそ26.9％にまで減少しており、その後も減少傾向となることや、「単独世帯」や「夫婦のみの世帯」の割合が増加することが予測されていた。そして実際にも、上記分析のとおり、近年、「夫婦と子の世帯」の割合はさらに減り、「単独世帯」や「夫婦のみの世帯」の割合が増加しているものであり、今後も同様の傾向が続くことが予想される。



(表3は、「結婚と家族をめぐる基礎データ」内閣府男女共同参画局令和4年2月7日83頁(甲A372)より引用)

世帯の絶対数で見ても、表4のとおり、「児童のいる世帯数」は30

年以上前の1986（昭和61）年に比べて、2019（令和元）年には600万世帯以上も減少しており、全世帯に占める割合も半分以上減少している。



（表4は、「結婚と家族をめぐる基礎データ」内閣府男女共同参画局 令和4年2月7日84頁（甲A372）より引用）

(2) 小括

以上の世帯構造の変化を直視すれば、現在の日本社会においては、もはや、「夫婦と未婚の子」という世帯の形態が標準的であるとか典型的であるとは到底いえず、仮に何らかの標準あるいは典型の形態を特定するのであれば、それは「単独世帯」であるというほかない。

また、2024（令和6）年には「夫婦のみの世帯」の割合と「夫婦と未婚の子世帯」の割合も逆転し、前者の割合が上回るに至っており、2019（令和元）年に既に「児童のいる世帯」以外が約8割という高い割合を占めるようになっている。

家族の形態は変化し、多様化しているのであり、典型的な「家族」像を特定の世帯形態で示すことは、現代においては困難である。

2 別氏親子世帯の増加

(1) 再婚家庭の別氏親子

1970年代以降、再婚の割合は増加してきた（表5。2020年以降は微減）。2024（令和6）年において、いずれか一方が再婚である婚姻は11万7518組であり、婚姻全体の24.2%となっている（甲A371：厚労省人口動態統計）。



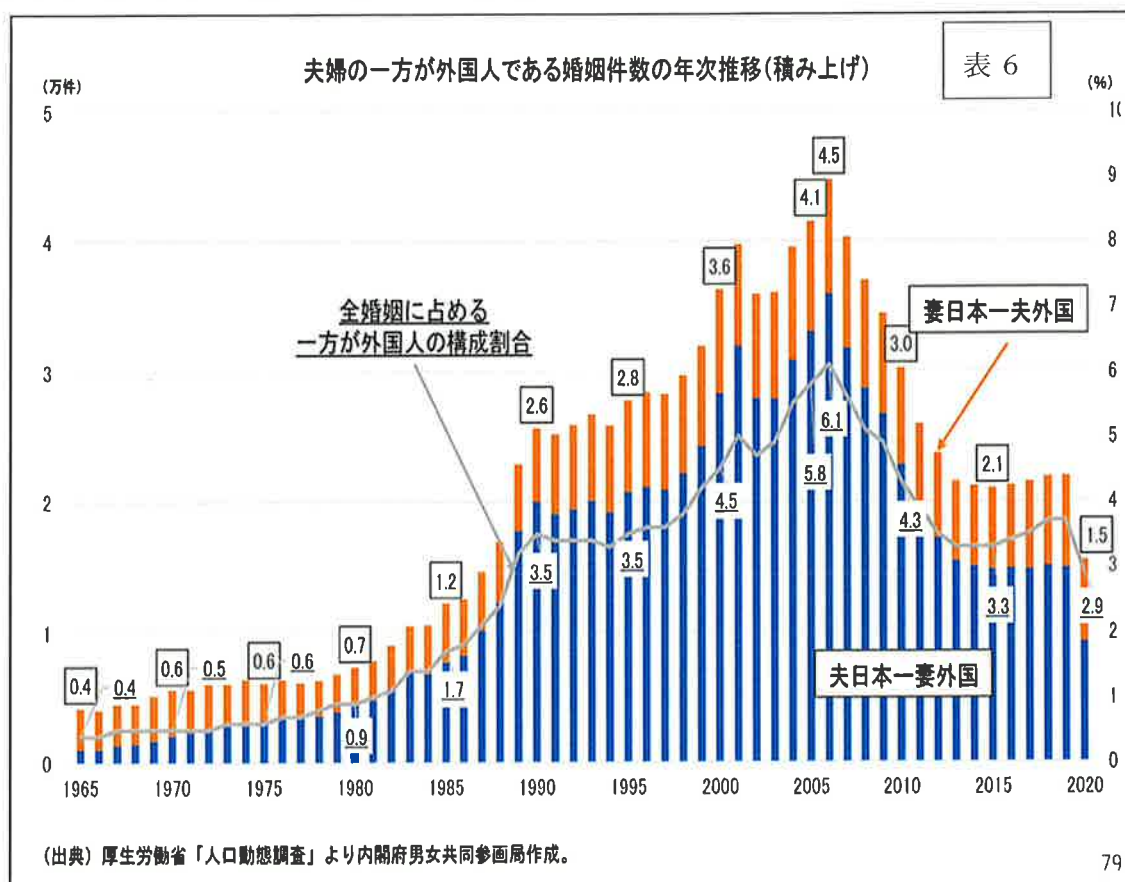
（表5は、厚労省「人口動態統計」（甲A371）より作成）

再婚カップルの増加に伴い、子連れ再婚の件数や割合も増加していると考えられるところ、その中には同居親と子の氏が異なる家族（世帯）も相当数あることが推認される。

(2) 国際結婚家庭の別氏親子

国際結婚においては、夫婦同氏又は別氏を当事者が選択できる。

夫妻の一方が外国人である婚姻件数及び全婚姻件数に占める構成割合は、表6のとおり、2006（平成18）年の4.5万件、6.1％をピークに減少し、2019（令和元）年までは約2万件、約3.5％程度で推移していた（甲A372）。



(表6は、「結婚と家族をめぐる基礎データ」内閣府男女共同参画局令和4年2月7日79頁（甲A372）より引用）

もっとも、2020（令和2）年以降は、国際結婚（夫婦の一方が外国人）である件数は、2021（令和3）年は1万6496組、2022（令和4）年は1万7895組、2023（令和5）年は1万8475組と、再び増加傾向にある（甲A373：夫婦の国籍別婚姻数）。

夫婦別氏を選択している国際結婚の夫婦間に子が生まれれば、当然に別氏親子世帯が生じることになる。

2020（令和2）年の夫婦のいる一般世帯数2805万8000世帯の内、子のいる世帯数は1593万7000世帯であり、子のいる世帯の割合は56.8%である（甲A374：夫婦のいる世帯の家族類型，子どもの有無，就業状態別一般世帯数：1985，2000，2020年）。

そこで、上記の割合を、国際結婚（夫婦の一方が外国人）の2023（令和5）年のカップル数である1万8475組に乗ずると、約1万0493世帯が、1年間に増える「国際結婚の夫婦及び子がいる世帯」と推計できる。そして、成年までに18年を要するので、18を乗じた18万8874世帯が、「国際結婚の夫婦と未成年の子」がいる世帯の推計数である。

民法及び戸籍法は、国際結婚では夫婦別氏の形態を原則としている（何もしなければ夫婦別氏のままである）ので、上記の約19万世帯のうち、相当数が別氏親子世帯であることが推認される。

(3) 離婚後の同居別氏親子

離婚後、親権者または親権をもたない監護者が旧氏に復し、一方、子は婚姻氏を継続する場合、同居していても別氏親子世帯となる。

厚労省の人口動態統計によれば、2024（令和6）年の離婚届出数は18万5904件であるところ、このうち未成年の子がいる夫婦は9万5436件（甲A375：人口動態統計）であり、父母が離婚した未成年の子は、16万4428人であった（甲A375：人口動態統計）。この中には、同居する親子であっても別氏である世帯が相当数あることが推認される。

(4) 離婚後等の別居別氏親子（親権者と子）は増加する

2026（令和8）年4月1日より、改正民法が施行され、離婚後または父母が非婚の場合についても、共同親権も選択できることとなった。今後、離婚後又は非婚であっても、共同親権を選んだ場合には、親権者と子という法的な結びつきの強い関係であっても別氏であるという親子が増えていくことになる。

(5) 事実婚家庭の別氏親子

事実婚世帯では夫婦は別氏であり、子がいる場合は当然に別氏親子となる。

事実婚については、第15準備書面30～31頁で主張したとおり、合計約122.6万人と推定されるので（表7参照）、事実婚世帯数は、その半分の約61.3万世帯であると推定することができる。

結婚待機人数 58.7万人

表 7

今回の調査結果（事実婚の割合と、選択的夫婦別姓が法制化されたら婚姻届を提出する割合）を、2025年3月の人口推計から推定した20-50代の事実婚の方の人数（約122.6万人）をあわせると、選択的夫婦別姓が法制化されたら婚姻届を提出する「結婚待機人数」は58.7万人と推定されます。

年齢	A 2025年3月人口推計(万人)※	B 事実婚の割合%	C=A×B 事実婚の人数推計(万人)	D 法改正で婚姻届を出す割合(%)	E = C×D 結婚待機人数(万人)
20歳代	1272	1.8%	22.9	62.3%	14.3
30歳代	1321	1.9%	25.1	46.8%	11.7
40歳代	1618	2.0%	32.4	42.3%	13.7
50歳代	1835	2.3%	42.2	45.1%	19.0
合計	6046		122.6		58.7

※人口推計2025年(令和7年)3月報

※東北大学大学院・吉田浩教授 4/19 検算

（表7は、あすには「事実婚当事者の意識調査分析結果」甲A338の1・20頁より引用）

一方、2020（令和2）年の夫婦のいる一般世帯数2805万8000世帯数の内、子のいる世帯数は1593万7000世帯であり、子のいる世帯の割合は56.8％である（甲A374：夫婦のいる世帯の家族類型，子どもの有無，就業状態別一般世帯数：1985，2000，2020年）。

そこで、この「子のいる世帯割合」を、事実婚世帯推定数の約61.3万世帯に乗ずると、約7万1568世帯となり、これが子がいる事実婚世帯数であると推定することができる。

すなわち、子がいる別氏親子世帯の事実婚世帯は、実に7万世帯を超えることが推認できる。

3 2026（令和8）年の選択的共同親権制の施行

2024（令和6）年の民法改正によって、2026（令和8）年より、婚姻外関係の父母の子についても、子の利益を重視する立場から、父母の共同親権が認められることとなった。

この法改正は、「婚姻中の父母の嫡出子」のみでなく、いままで置き去りにされがちであった「離婚、事実婚、非婚という多様な家族形態の子」の利益の実現のために、嫡出であるか否かを問わず、可能なケースでは父母の共同親権を認めるとし、その選択の是非が問題になる事案では家庭裁判所が後見的に介入して判断し、子の利益を確保する仕組みを創設したものである。

すなわち、同じ民法の中でも親権法分野では、「父母が婚姻中の嫡出子」のみをことさら特別に優位に置こうとする平成27年大法廷判決の立場とは真逆に、法制審議会の約5年間の審議を経て改正案が答申され、全ての多様な家族の子の利益を平等に保護し、父母の責務を

明確にしようとする立場に大きく変更したのである。これは、2013（平成25）年の婚外子の相続分平等化の改正と軌を一にするものであり、平成27年大法廷判決の後の大きな事情変更である。

4 小括

以上のとおり、1947（昭和22）年から現在までの79年の間に、家族の形態は、三世代以上の大家族や夫婦と子の世帯が中心であった時代から、多様化しかつ単独世帯が最多の時代に移行するなど大きく変化した。

また、家族の多様化により、別氏親子世帯も相当数増加していることが推認され、氏と家族の関係性も大きく変化した。

平成27年大法廷判決の岡部ら意見が、「離婚や再婚の増加、非婚化、晩婚化、高齢化などにより家族形態も多様化している現在において、氏が果たす家族の呼称という意義や機能をそれほどまでに重視することはできない。世の中の家族は多数意見の指摘するような夫婦とその間の嫡出子のみを構成員としている場合ばかりではない」「既に家族と氏の結びつきには例外が存在する」などと指摘したとおり、現在の日本において、「家族」は、もはや「同一の氏を称する夫婦とその間の子」という概念だけではとらえることができない。

平成27年大法廷判決は、「嫡出子であることを示すために子が両親双方と同氏である仕組みを確保することにも一定の意義があると考えられる。」と説示したが、令和3年大法廷決定の宮崎・宇賀反対意見も指摘するとおり、家族の形態の多様化に照らせば、“嫡出子であることを示すために子が両親双方と同氏である仕組みを確保する”ことが、夫婦同氏制を定める民法750条の合理的根拠になるとは到底いえない。

そもそも、「子の氏とその両親の氏が同じである家族というのは、民
法制 度上、多様な形態をとることが容認されている様々な家族の在
り方の一つのプロトタイプ（法的強制力のないモデル）にすぎないと
考えられる。」（令和 3 年大法廷決定宮崎・宇賀反対意見）。

民法は、上記の宮崎・宇賀反対意見も指摘するとおり、1947（昭
和 22）年の親族編改正当初より、あるいはそれ以前の 1898（明
治 31）年の明治民法成立時代より、事実婚、非婚、離婚、再婚等によ
り親子が別氏である関係を制度として否定せず包含し認めてきた。

そして、当事者が望む場合にのみ、子は父又は母の氏に変更しうる
（家庭裁判所の許可を要する場合と要しない場合がある）とし、親子
同氏を全家族に強制してこなかった。親子が別氏であることが真に子
に不利益又は有害であるというならば、全ての親子の同氏を強制する
法改正を行うべきであるが、そのような改正案が一度も提唱されてこ
なかったことは、民法が、親子別氏を子に不利益なものであると位置
づけてこなかった証左である。

この点については、令和 4 年第三小法廷決定の渡邊恵理子裁判官が、
「家族の識別機能や一体感を重視する価値観のもとでは、再婚相手が
子の親の氏へ変更しない限り、親の再婚のたびにその再婚相手の氏に
変更すべきということになるが、既に自意識が芽生えた子にとっては、
実親とのつながりやそれまでの人生や人格を否定されたという意識を
もつことにもつながりかねない」と指摘し、氏による親子一体感、家
族一体感の強制は、かえって子の利益を害する場合もあることを指摘
したとおりである。

第 3 夫婦同氏制と家族の絆の強さは別問題であること

平成 27 年大法廷判決は、夫婦同氏制の合理性を基礎付ける事情の

1つとして「家族を構成する個人が、同一の氏を称することにより家族という一つの集団を構成する一員であることを実感する意義」をあげ、夫婦同氏制が家族や夫婦の絆や円満さに寄与するものであるかのように論じている。

仮に平成27年大法廷判決が指摘するように夫婦同氏制が家族の絆や円満に資するというならば、いまや日本は世界で唯一の夫婦同氏を義務づける国であるから、日本の離婚率は諸外国に比べて低いはずである。

そこで日本の離婚率をみると、2023（令和5）年の日本の離婚率は1.52であり、諸外国と比べても特に低くはない。ドイツ1.53、ノルウェー1.55、ポーランド1.55と比較しても著しく低いものではないだけでなく、イタリア1.4、オランダ1.36、ブルガリア1.41などよりも高い結果となっている（甲A376：表6-19 主要国の婚姻率および離婚率：最新年次）。

また、離婚件数と婚姻期間別の割合分布についての調査によれば、同調査では、アメリカは掲載されていないものの、それ以外のG7加盟国は掲載されており、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、カナダは、離婚までの婚姻期間が10年以上であるケースがボリュームゾーンであるのに対して、日本は、婚姻期間が5年～9年以上であるケースが既に2割弱を占めており、日本はむしろ婚姻関係が破綻し離婚となる期間が比較的短いことが明らかとなっている（甲A377：離婚件数及び婚姻期間別の割合分布（利用可能な最新年：2015－2024年）」）。

すなわち、夫婦の氏の異同と夫婦や家族の絆の強さや円満さとは全く別問題である。夫婦同氏制を採用することによって家族や夫婦の絆が強まるとか、選択的夫婦別氏制度を採用すると家族や夫婦の絆が弱

まるといった主張は、抽象的・感覚的なものにすぎず、夫婦同氏の例外を一切認めていないことの合理的な理由にはならない。

第4 国民の意識の変化を裏付ける新たな動き

1 経営者に対する調査

日本経済団体連合会が2024（令和6）年6月10日、選択的夫婦別氏制度の導入を求める提言（甲A54）を公表したことは第1準備書面11頁で述べたところであるところ、日本経済新聞は、2025（令和7）年9月に、国内主要企業の社長（会長などを含む）に対して、「社長100人アンケート」を実施した。

その結果、選択的夫婦別氏制度の導入について、企業トップの9割超が賛成意見を示した（甲A378：日本経済新聞デジタル記事）。

同記事では、経営者の声として、「姓の変更がキャリアやアイデンティティーに影響を与えることもあり、主に女性に手続きの負担が偏っている現状は改善すべきだ」、「個人の能力と無関係なところで不利益が生じる可能性のある現状は企業にとって優秀な人材の意欲をそぎ、能力発揮を妨げる」などのコメントが紹介されている。経済界では、多様性の尊重という視点や、海外進出の場面など経営上不可欠という視点から、選択的夫婦別氏の導入を求める動きが加速している。

2 地方議会による選択的夫婦別氏制度導入を求める決議の増加

地方議会においては、国に対して選択的夫婦別氏制度の導入を求める意見書が採択され続けている。2025（令和7）年7月15日時点において、意見書が採択された議会の合計数は410議会であったが（甲A335：地方議会意見書一覧）、2026（令和8）年2月16日時点において、かかる意見書が採択された議会の合計数は429

議会に及んでいる（甲A379：地方議会意見書一覧）。

令和3年大法廷決定が出された2021（令和3）年6月23日時点では、意見書が採択された議会の合計数は194議会であったが（甲A379）、その後235以上もの議会が選択的夫婦別氏制度の導入を求める意見書を採択したこととなる。

ここで、2026年2月16日までに選択的夫婦別氏制度の導入を求める意見書が採択された都道府県・市区町村の人口（住民基本台帳、2024年1月現在）を合計すると、9045万7357人となる。これは、2024年1月時点の日本の総人口1億2488万5175人の、実に72.43%となる。

従前の意見書が採択された都道府県・市区町村の人口は、

2024（令和6）年8月時点で、8281万9698人（総人口の66.32%）

2025（令和7）年8月7日時点で9024万8563人（総人口の72.26%）

であったが、その後も採択が増え続けているということになる。

この数値は、各種アンケートにおいて選択的夫婦別氏制度に賛成との回答が6～7割以上という結果が頻出している状況をさらに上回るものである。

3 小括

選択的夫婦別氏制度の導入を希望する国民の声は、2025（令和7）年10月11日付け第15準備書面以降も増加しており、国民の意識は変化し続けている。

第5 まとめ

以上のとおり、1947（昭和22）年に夫婦同氏制を定める民法750条が成立してから現在（2026年2月）までの間に、婚姻・家族の形態は多様化し、大きく変化した。

また、2026（令和8）年4月1日より選択的共同親権制が施行され、離婚、事実婚、非婚といった多様な家族の子の利益の実現をはかりたいとすることとなった民法の変化は、平成27年大法定判決後の大きな事情変更である。

さらに、平成27年大法院判決は、夫婦同氏制の根拠の1つとして「家族を構成する個人が、同一の氏を称することにより家族という一つの集団を構成する一員であることを実感する意義」をあげ、夫婦同氏制が家族や夫婦の絆や円満さに寄与するものであるかのように論じているも、夫婦の氏と夫婦関係が円満であることと家族の絆が強いこととは全く別の問題であることは、統計上も明らかである。

家族の形態は日々変化し多様化しているのに、その中の1つの形態だけを典型的な「家族」像として描き特別に保護することに拘泥し、そこに全ての国民をあてはめ続けようとする、その形態に合わない人々に不利益をもたらす人権侵害が起きうる。その最たる例が、夫婦同氏を強制する現行制度である。

現在の夫婦同氏制度の必要性和合理性は、既に失われている。

家族の形態の変化、そして、増加し続ける選択的夫婦別氏制度を希望する国民の声を直視した判断が下されるべきである。

以上